

その時のために今考える

# 巨大地震への備え



「地震多発国」の日本は、全国的に巨大地震の災害リスクを抱えています。例えば「南海トラフ地震」。広範囲で強い揺れと津波が発生し、建物の被害（全壊・焼失）は東日本大震災の約1.9倍、約235万棟と予測されています。

「我が家は巨大地震の想定区域外だから大丈夫」と思った方も、油断は禁物です。過去には

「30年以内のM7.0級の地震発生確率は極めて低い」と予測されていた地域でM7.0以上の地震が発生したこともあり、いつどこで巨大地震が起きてもおかしくありません。地震の被害は想像以上に大きく、「自宅がとても住めない状態に…」というケースも。命を守る備えはもちろん、自宅の損害リスクもチェックしておきましょう。



知る  
これまで・これから想定される巨大地震の被災エリア

## CHECK!

想定する

地震による被害の事例

屋根瓦の破損による修理  
約150万円



※損害額は一例です。損害額は損害の程度・被害の量・建築部材等により異なります。

令和6年度 能登半島地震 平均損害額  
建物—約570万円  
家財—約310万円

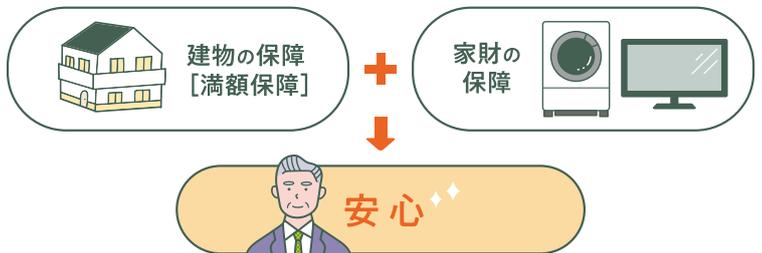
※各災害におけるJA共済でお支払いの対象となった契約の損害額の平均額より算出

備える

もしものとき、安心して再出発ができるように

備えは **満額加入** と **家財セット** で不安を安心に

物価高騰が続く今の時代、現在の保障内容では、生活再建にかかる費用が不足することも。実際の災害の現場では、満額で加入していなかったために十分な保障が受けられなかったり、家の外壁は無事でも地震の揺れで家具が被害を受けてしまうことが起こりえます。現在の保障内容で十分なのか改めて確認しましょう。



そこで!

建物・家財を幅広く保障

建物更生共済

むてきプラス

建物更生共済

My家財プラス

➔ 詳しくは、お近くのJAへお問合せください

ご契約者さまの声

地震による被害がありましたが、共済が利用できるかわからなかったところ、調査だけでも受けてみるようJAの方から連絡をいただきました。調査したところ、共済金を支払っていただけることに。早急手続きして下さって、大変ありがたかったです。



新潟県 60代 女性

金融共済部

# システム更改に伴うATM休止、一時休止のお知らせについて

この度、組合員・利用者みなさまへのサービスや利便性の向上を目的としたシステム更改に伴い、以下のATMを休止、または一時休止させていただきます。

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。



設置場所	住所	日程	休止時間
西向支店	東牟婁郡串本町西向763	令和8年3月16日(月)	8:30~18:00
みさき支店	新宮市三輪崎1078-1	令和8年3月17日(火)	終日
太地支店	東牟婁郡太地町太地3394-1	令和8年3月17日(火)	8:30~19:00
(旧)宇久井	東牟婁郡那智勝浦町宇久井114	令和8年3月17日(火)	8:30~14:00
旧Aコープみさと店	田辺市本宮町伏拝821	令和8年3月18日(水)	8:30~14:00
みさき支店	新宮市三輪崎1078-1	令和8年3月19日(木)	8:30~14:00
新宮支店	新宮市井の沢10-1	令和8年3月26日(木)	終日

【ATM休止に関するお問い合わせ】 みくまの地域本部 金融共済部：TEL.0735-52-5807  
お問い合わせ時間：平日8：30～17：00

## みくまのルーシリーズ 〇〇さまに聞きました!

新宮支店  
いしがき ゆういち  
**石垣 祐一**  
趣味:サッカー観戦

今月の  
インタビュー  
😊



**Q1** 現在の業務は?  
A…LA(ライフアドバイザー)として外回りをしています。渉外担当も2年ほど経験していますが、LA歴が長いです。業務については、ニーズにあった保障内容になるよう、聞くこと

はじめに  
JAに入組する前は、別の仕事をしていました。入組後、最初に配属されたのは那智給油所です。那智勝浦町浜ノ宮地区にガソリンスタンドがあったことを、皆さまは覚えていらっしゃるでしょうか。真冬の洗車の寒さは、今でも強く印象に残っています。

**Q2** JA共済でお伝えしたことは?  
A…まず「がん共済」です。保障内容が新しくなりました。広報誌だけではお伝えしきれない部分もありますので、この記事をご覧になった方はぜひお気軽にお声掛けください。また、「自動車共済」についてもお問い合わせをたくさんいただい



を大事にしています。組合員の方々から「ありがとう。相談できてよかったよ」とお声掛けいただいた時には、大きなやりがいを感じます。

**Q4** 趣味や挑戦したいことはありますか?  
A…趣味と呼べるものは現在ないのですが、よく子どもがサッカーを見にいってきます。嫌がられることもありますが、自分が学生時代に父が見に来てくれた時のことを思い出します。子どもの成長を見られることは嬉しいですね。

**Q3** JA職員として、どうありたい、という姿はありますか?  
A…みんな楽しく仕事に取り組める環境をつくりたいと思っています。一人ではつまずくこともありすが、仲間同士でカバーし合いながら、楽しく働いていける職場にしたいと考えています。

金融共済部より 管内で働く支店職員を中心に質問形式で紹介していきます。組合員みなさんの顔なじみの職員も登場するかも!?

# 農業体験塾 ～第7回講座を実施～



2月9日、営農経済センターは農業体験塾の第7回講座（全11回）を下里圃場で開催しました。今回のテーマは「畝立て実習」。晴天のもと、塾生8人が参加し、実践を交えながら畝づくりの基礎を学びました。講座の冒頭では、畝の形や大きさが作物の生育にどのような影響するのか、また畝を作る目的や必要性について丁寧な説明が行われました。さらに、土耕栽培と水耕栽培の特徴や違いについて学び、実際に圃場で栽培中の野菜を見学しました。

畝立て実習では、鍬やレーキの正しい持ち方・使い方を学びながら、参加者自らが畝を作る作業に挑戦。

最初は慣れない動きに苦戦しつつも、営農指導員のアドバイスを



受けながら次第に形が整い、達成感のある表情が見られました。また、トラクターによる耕運作業のデモンストレーションも行われ、機械の操作方法や作業の流れについて興味深く耳を傾ける姿が印象的でした。

質疑応答では、「畝を作った後の支柱はどのようにして立てるのか」といった具体的な質問も寄せられ、参加者が夏野菜の栽培に向けて熱心にメモを取る様子が見られました。

今回は、夏野菜作りの基礎をテーマにした講座を予定しています。引き続き、実践的な学びを通して農業の魅力を体感していただける内容を準備しています。

## 田植え準備はじまる

2月上旬から営農経済センターでは、水稻用の予約肥料・農業の配送が始まっています。農業は土作りから。代かき前には、元肥の施肥として一般タイプの「塩加燐安884コシエース」または、省力タイプの「エムコート522」を10<sup>2</sup>に対して、40kg施肥をおすすめします。（詳しくは、営農経済センターまでお問い合わせください）



予約資材搬入の様子

## ～農機の早期点検はお済ですか？～

トラクターの前輪ロータリーのオイル漏れや摩耗など、故障・修理のお問い合わせをいただいております。

早めの点検で万全の田植え期を迎えましょう。点検メンテナンスのお問い合わせについては営農経済センター及び、各農機駐在までお問い合わせください。

営農経済センター	0735-57-0301
熊野川農機駐在	0735-44-1005
三里農機駐在	0735-43-0036
西向農機駐在	0735-72-0695

## 『熊野地方知っとこガイダンス』に参加しました



職員の説明に耳を傾ける生徒のみなさん

2月10日、熊野地方就職フェア実行委員会主催の就職促進事業「熊野地方知っとこガイダンス」が新宮市役所別館で開催され、みくまの地域本部が参加しました。当ガイダンスは、熊野地方の高校生や当地域に就職を希望する求職者を対象に、地元企業の魅力を知ってもらうことが目的。会場では地元企業26社のブースが並び、午前の部は一般の求職者向け、午後の部は地元高校生を対象に企業説明を行いました。

みくまの地域本部ブースでは、職員2人が説明にあたりました。午後の部に参加した高校は新宮、新翔、串本古座、紀南の4校で、2年生約180人。1回約20分の説明を6回実施し、みくまの地域本部ブースには計19人の生徒が説明を聞きに来てくれました。JAの事業内容の説明をはじめ、JA若手職員の代表として参加した竹原智紀さんによるAコープ事業の紹介など、JAの魅力を伝えました。

# 農機担当職員

# 募集！

経験  
不問

地域の農業を支える！あなたの力、待っています

### 募集要項

- 職種／技術職（農機担当者）
- 業務内容／農業機械の修理、販売、設置、その他
- 応募資格／40歳以下  
（年齢制限該当事由 キャリア形成のため）
- 業務時間／8：30～17：00
- 休日／土日祝日 週休二日制毎週  
※農繁期等については休日、勤務時間の変更あり
- 勤務地／田辺市、新宮市、那智勝浦町、串本町の各事業所
- 試用期間／あり（期間：3か月）

### 選考等

- 採用人数／1人
- 選考方法／書類選考、筆記試験  
適正検査、面接
- 選考場所  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満122番地
- 応募方法  
・履歴書、ハローワークの紹介状を郵送してください。
- 郵送先  
〒649-5331 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満122番地  
和歌山県農業協同組合みくまの地域本部 総務部総務課

■お問い合わせ先 TEL：0735-52-0793（総務部総務課）

# 林野火災にご注意ください

## 林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まっています

### ●林野火災注意報・林野火災警報

令和7年の大船渡市などでの大規模林野火災を踏まえて、林野火災注意報や林野火災警報が創設されました。

林野火災注意報や林野火災警報は、市町村の火災予防条例で規定され、市町村長が林野火災の危険性に応じて発令するもので、令和8年1月から全国の多くの市町村で運用が始まっています。

### ●林野火災注意報・林野火災警報が発令されると

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合、「**林野火災注意報**」を発令し、各市町村の火災予防条例に定める「**火の使用の制限**」について、**努力義務を課す**こととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合、「**林野火災警報**」を発令し、「**火の使用の制限**」について、**義務を課す**こととなります。

○**林野火災注意報**：降水量や乾燥といった条件により林野火災が発生・延焼しやすい危険な状況です。発令時には、その地域では屋外での火の使用をひかえるよう努める必要があります。

○**林野火災警報**：林野火災注意報の条件に加えて、強風注意報が発表され、発生した林野火災が大規模化しやすい危険な状況です。**発令時には、その地域では屋外での火の使用が禁止されます。**火の使用の制限に違反した場合は、消防法違反として30万円以下の罰金又は拘留に科される場合があります。

### 〈林野火災注意報・林野火災警報発令時における屋外での火の使用制限事項〉

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市（町・村）長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。



※市町村により条例の制定状況や、発令指標、火の使用制限の内容などは異なります。  
詳しくは管轄の消防本部等にお問い合わせください。

市町村	お問い合わせ先	TEL
田辺市	田辺市消防本部 予防課	0739-26-9954
新宮市	新宮市消防本部 予防課	0735-21-3326
北山村	北山村役場(代表)	0735-49-2331
那智勝浦町	那智勝浦町消防本部 警防課	0735-29-2082
太地町	太地町役場 総務課	0735-59-2335
串本町	串本町消防本部 予防課	0735-62-0655
古座川町	古座川町役場 総務課	0735-72-0180

## 新宮公証役場より

公正証書  
遺言・任意後見  
公証人のおはなし

## シーズン2 《第10回 「チューリップと終活」》

新宮公証役場、三橋です！

紀南地方は、チューリップが花咲く頃ですね。

北海道のこの時期は、雪が溶けて、日差しを受けた土が、水蒸気とともに匂いを拡散します。雪の合間からふきのとうが顔を出すと、まるで大地が目を覚ましたように、生命の息吹が感じられ、春の訪れを実感することができます。

さて、今回から、終活における相続や遺言について考えてみましょう。

前号より・・・終活は、自分で考えて、これからするべきことです。一般的には、①エンディングノート、②お金の計画、③老後の介護、医療、④お葬式・お墓のこと、⑤遺言書、相続、⑥生前整理などの例があげられます。(①、②は2月号、③、④は3月号に掲載)

## 終活でやるべきこと

## ⑤: 遺言書、相続について……その1

自分自身が所有する財産は、本人が死亡すると、誰かに引き継がれます。これが相続です。皆さんがお持ちの身の回りの物を、想像してください。今の私の所有物を挙げると、自動車は息子や娘が欲しいかも知れませんが、バットやグラブなど野球道具は、子や孫はプレーしないので、処分されそうです。300冊ほどある文庫本は、古本屋さんで引き取ってくれるのでしょうか？ そうなると、相続の手続が必要な財産は、定期預金など金融資産だけのようです。

このように、自分が所有している物や権利をメモして、財産的に又は情情的に価値のある物は、自分が死亡した後、誰に引き継ぎたいか、書き残しておく整理しやすいですね。自分が母親から引き継いだ装飾品や父の形見の腕時計など、子や孫に遺したい「財産」は、一つひとつの思いをまとめることも大事な終活です。

公証役場での相談では、「相続について、自分の考えはないから、残った者で財産を分けたい」とおっしゃる方がいます。確かに、面倒だし、今は自分が大事にしている、又はこれからの生活で必要だから、相続なんて自分が死んだ後で考えたいと思う気持ちは分かります。しかし、相続の準備をしていないと、遺された家族が、その手続でとても大変な思いをしてしまうことが現実に起きています。

終活とは、「これからの人生を豊かにする活動」です。自分が亡くなった後のことですが、自分の財産ですので、自分で相続分を指定しておけば、後の人生が落ち着いた、豊かなものになるのではないのでしょうか。もちろん、残る人生で、それらの財産を消費しても構いません。残る財産を、家族らが安心して、確実に相続できるよう、しっかり向き合って、遺言書にしておくことで、家族への何よりの贈り物になります。

チューリップの花言葉は「思いやり」です。あなたの死後に、相続手続で大変な思いをしないよう、ご家族への思いやりとして、終活の中で遺言の作成を考えてみましょう。差し支えなければ、公正証書での遺言作成について、無料で相談に応じます。お気軽に、事前に予約の上、ご相談ください。

**【おしらせ】** 新宮公証役場では、遺言や任意後見を始め、尊厳死の宣言や死後事務委任契約など、公正証書に関する相談を、平日9時から17時まで、無料で対応しております。**必ず事前予約の上**、お気軽にご利用ください (073-21-2344)。



お問い合わせ先

新宮公証役場

〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘2-1-31  
TEL:0735-21-2344 (平日9:00~17:00)